

第3回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和2年9月3日（木）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係について
所有権移転
議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第4号 農地審議 農地経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①第5回長野県農業委員会大会について
・要請決議に対する意見について
・大会への出席者について（全委員の半数程度）
②農地あっせん事業について
③農地利用状況調査（農地パトロール）の結果等について
④農地貸し付け、売り渡し希望について
⑤農地借受け希望について
- 5 その他
①当面の日程について
②その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	出羽澤平治	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますけれども、農業委員さんも農地利用最適化推進委員さんもそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、ただ今から第3回農業委員会総会を開会致します。よろしくお願い致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>3件31筆</p>
議長 委員一同	<p>番号2-15から番号2-17につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>そういう届出ですので受理を致します。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>2件6筆</p>
議長 委員一同	<p>番号2-13、番号2-14につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>それでは②についても報告ですので、これで受理と致します。</p>
事務局	<p>③認定電気通信事業者による有線電気通信のための施設への転用の届出について報告。</p> <p>1件1筆</p>
議長 委員一同	<p>報告事項③につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>

議 長	報告事項③につきましても、これで受理と致します。 報告事項は以上で終わります。
議 長	2 議事
議 長	議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 番号2-3、番号2-4は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可要件の全てを満たしております。
議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号2-3につきまして、菅家美果委員の説明を求めます。
菅家美果委員	事務局が説明をしたとおりでありまして、特に補足をする事はございません。
議 長	現在は、ここは何を作っていますかね。
事務局	牧草です。
議 長	譲受人の■■■さんは、酪農家ですか。
事務局	いいえ、違います。
議 長	はい、番号2-3につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号2-3につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
議 長	番号2-3につきまして「許可相当」とします。
議 長	番号2-4につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。
酒井文代委員	■■■さんが相続をしたのですけれども、その畑に車で入っていく道がないという事で、譲受人である■■■さんへ松澤委員さんの方からお願いをして、お家のを作っているついでに隣の畑も耕作をして頂きたいという事でお願いをしました。
松澤良行委員	補足をよろしいでしょうか。地図が会議資料の9ページになります。赤で囲ってある申請地の隣に■■■さんという名前があるのですが、この方がもう数年前に亡くなられて今は息子さんがいるみたいですが、その宅地の横の農地が今回の申請の場所になります。
議 長	番号2-4につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号2-4につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 番号2-4につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第1号は終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程 番号1から番号5は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。</p>
<p>唐澤茂委員</p>	<p>地図は会議資料の10ページをご覧ください。申請地の北側、地図でいうと上の方になりますが、また西側、南側になりますがほぼ3方が住宅、宅地に隣接をしております、東側の隣接の農地は、譲渡人が所有をしている畑でありまして、さらにその土地には西天竜幹線水路があります。南側に隣接をする農地は、草刈りなどの管理はされておりますが不耕作地になります。近くには西部保育園やたけのこ園があり、ここの申請地付近一帯は大泉地区の住宅街の一角ともいえる場所でありまして、当然上下水道等は整備をされた中にある農地であります。譲受人はこの農地に自宅の新築を致しますけれども、雨水は浸透枳による地下浸透処理、上下水道は村営水道、それから生活排水汚水につきましては、この場所から水道管に接続するには高低差が不足する為に本人の希望は下水道接続でしたけれども合併浄化槽による処理を行うとの事であります。譲受人は現在譲渡人と番地 [REDACTED] の住所の所で同居をしておりますけれども子供が増えて手狭になった為に、また譲渡人である [REDACTED] さんの宅地内には住宅を新築する場所もない為に申請地に住宅を新築したいというのがこの申請の理由であります。以上が現状の状況であります。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>番号1につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。 (特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号1につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<p>番号2につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。 地図は会議資料の12ページになります。計画変更の案件なのですが、譲渡人の [REDACTED] さんのおじさんにあたる方が、元々は平成24年に畑から建売住宅への農地転用の許可を取っていました。その後、色々ありましてそ</p>

	<p>の方が考えていた建売住宅が実現しないまま地主さんがお亡くなりになられまして、そして譲渡人の■■■■さんが相続をされました。それで現状は住宅の造成が終わっておりまして、コンクリートの擁壁だとか、それから下水道の設備も全部整っているのですが、買い手がいないというところで売れずにいましたが、その土地を買い取って建売住宅としてそのまま進めるといような話になっております。現状もう造成も済んだ場所ですので特に問題はないかなあとと思います。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号2につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ここは第3種農地になっておりますので原則許可となりますが。 (特になし) 特にない様ですので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長 征矢昌博委員</p>	<p>番号2につきまして「許可相当」とします。</p> <p>番号3につきまして、征矢昌博委員の説明を求めます。 地図は会議資料の14ページになります。塩ノ井神社の南の方になりますが、現状では畑であります。今は何も耕作をされておらず草刈り等の管理だけをされている土地になっております。周りの状況でいきますとその南側はハウスで施設栽培で、西側はちょっとあぜの高い所で田んぼになっていて、北側は傾斜地になっていて畑となっております。それで東側に細いのですが道路が通っている所です。ここは水田ではないので水路等はなくして今回は宅地という事で、雨水等は地下浸透という様に伺っております。また譲受人の■■■さんは村内に住んでいる方でアパート暮らしだったのでこちらに家を新築したいという事で、譲渡人の■■■さんの方はもう農業を続けられる状態ではないという事で、それで農地を手放したいという事です。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。 ございませんか。ここも第3種農地であります。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3につきまして可としてよろしいですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>番号3につきまして「許可相当」とします。</p> <p>番号4につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 地図は会議資料の16ページをお開き下さい。ちょっとこの地図は古いので若干状況を説明致します。北殿吹上線の北側になります。それで2枚の田</p>

	<p>んぼの転用でございますけれども西側、左側でございますけれども、 ■さんと書いてある所がありますけれども、ここが3棟の建売りにな っております。それからその上の2枚、ここは ■さんの方で8棟の建売りになって全部うまっちはいせんけれども、そ れぞれ工事をしているという状況でございます。それから東側の2枚の田 んぼでございますけれども、ここはもう住宅が建っている。それから当該 水田の北側も住宅が建っているという状況でございます。今はたまた 水田でありますけれども、ここも転用をされれば一帯が宅地になる という状況でありまして、まあ第1種農地という判定でございますけれども 過去の例から先ほども申し上げました8棟の建売り3棟の建売りとそれぞ れ許可をしてもらってききましたので、これもやむを得ないのかなあとそう いう様に思います。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>番号4につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
	<p>はい、先ほども質問をさせてもらったのですけれども、判断を間違えても いけませんので以前■の所でしたね、集合住宅を第1種農地に建てると いう話がありました。それは名目が農業者用の共同住宅という感じでして、 結局は却下されたのですけれどもあそこも第1種農地だったと、記憶をし ていますが、それでその■の案件は一応ダメだよという形だったのです けれども今回との大きな違いというのは、両サイドに既に家が建っている のが一番の理由なのでしょうか。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>そうですね、住宅に接続をしていますよと、住宅に接続をしていますから ね。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>■の案件は、確か農振除外でアパートでしたよね。 全然違ったのですね。すみません。仮に農振除外の再申請は可能なのです か。それともダメなのですか。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>許可の例外をつぶしてくれれば、許可せざるを得ないのかなあと私は思 いますけれども。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>あの案件は、農振除外で普通のアパートではなくて集合住宅のアパートで すよね。それで農家用集合住宅という、農業者だけを入れるよという趣旨 なのですけれども多数の部屋の構造や駐車場でそれを見れば一般のアパ ートと同じではないかという事で、農業者用のアパートという訳にはいか ないであろうと、そういう理由で不許可になりましたよね。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>なるほど、ここへは建売住宅で6棟建てますよね。それで6棟は別々なの で良いという事なのですか。■の時も例えば集合住宅ではなくて、そ こへ何軒建つかちょっと分かりませんが10軒くらいの別々の住宅を 建てるといふのであれば、これなら良いのですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>前回の時には二つのポイントがありました。一つは目的です。目的が達成 可能かどうか、農家用の住宅を建てて、そもそもそれほどの需要がある のかということから始まって本来の達成目的が大丈夫なのかというのが一</p>

	<p>点、それともう一つは土地の形状という中で、途中水路を挟んでこう繋がった農地を除外してやると、そういった時に一の基準はこういう大きな道路とかについて隣接をするのは良いですけれども、途中水路を挟んだ向こう側についてはアウトですよと、そういう二つの要件がありましたので、そこをクリアする申請が出てくれば可と思われれます。</p>
<p>議長</p>	<p>そうですね。ただこの前の■■■の案件は、いきなり申請を出してきたので、そこへ住む人が必ずしも農業従事者になるかどうかの証明も、この証明は必要ないですが、ただ建ててしまったら後どうなるのか、普通のアパートと同じになってしまうかもという懸念もあったり、入居者を農業委員として確認をする術もないという事で、その辺がしっかり議論をされたところだった訳です。</p>
<p>唐木義秋委員 議長</p>	<p>分かりました。 今回のこの件は、第1種農地で建売住宅が良いのかどうかという事で、ちょっと事務局に聞いた経緯がありましたけれども、第1種農地の建売住宅は農振除外はダメですよ。農振協議会の除外はできません。農振協議会に上げていったら、農業会議で除外はダメですよという事で言われてきました。この件で事務局より補足はありますか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>先にすみません。私は要するに農地転用は、どんどんやるべきだというのが基本的な考え方なのです。だからそういう需要があればね、先ほども何度もお聞きした内容なのですけれども、可能性がある所を掘り起こしてできるだけ許可を出していこうという考えを私は思っています。それを前提に、反対をしているわけではないという事を分かって頂けたらありがたいところですけどもね。</p>
<p>事務局</p>	<p>分かりました。■■■の所の件は農振除外の関係でありまして、農地転用とは許可基準が違う部分がありますので、同じような条件だとしても農振除外だとダメだという判定になる場合もあります。それで今回のこのことについては農地転用の中で許可の例外のところにあてはまるのではないかという事で審議をして頂けたらと思います。</p>
<p>議長 唐澤喜廣委員</p>	<p>建売住宅が要は農業振興施設になるのかどうか、この辺りからちょっと議論をしていかないとなのですけれども。 それとね、議論して頂くのは構わないですけども、私が説明致しましたように西側はね、3棟の建売住宅という事で許可をしております。それでその上の2枚も許可相当という事でね、許可をしておりますので、議論するのは構いませんけれどもね、そういう例を踏んできておまして、この所だけで議論、議論というのもね。やっぱり前例という物はね、それは認めていかなければ、しょうがないですよ。話をしてもらうのは構わないですけども、私としてはやっぱり過去の例もありますのでね、それは尊重してもらわないと、過去は許可をしてきておいて今回の案件について例えばですよ、不許可という結論になったという訳にはいかないですよ</p>

<p>議 長</p>	<p>ね。</p> <p>今、唐澤委員が説明された第1種農地の許可というのは今まではこの農業委員会では許可ができなかった。許可相当までしかできなかった。それで第1種農地は、去年でしたか農業委員会で許可ができる様になったのですよ。権限移譲をされている農業委員会にこの第1種農地の許可は任された。2期前の委員さんは覚えていませんよね。前は県の会議に上げていていたのですよ。それでその時にアパートで許可になっているので良いと思います。そういう事ですのでその他にご質問、ご意見等がありますか。ここは第1種農地ですのでそういう意見になりますので、これ重要案件になりますので農業委員の皆さんに賛否に対する挙手をお願いしたいと思います。番号4につきまして許可とする農業委員さんの皆さんは挙手をお願い致します。</p>
<p>農業委員 議 長</p>	<p>(挙手 10人 全員)</p> <p>全委員挙手でございます。全員一致という事で、番号4につきましては許可と致します。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>よろしいですか。事務局をお願いをしたいのですが、先ほどの勉強会の時に先生からもちょっとお聞きしようと思いましたが、ちょっと説明があったのですが第1種農地、第2種農地、第3種農地と、第3種農地の案件は私も例えば病院だとか学校だとか公民館などに接していれば第3種農地ですと分かるのですけれども、第1種というのはね、おおむね10haという単位でね、それと解釈というのが、なので今日私は話をしなかったのですが3方が北側、東側、西側が住宅に囲まれている訳です。それで吹上線が走っております。この2枚の田んぼが第1種農地であるという自信が私はないのです。分かりません。なので事務局をお願いしたいのは第1種農地、第2種農地だけね、つまり第1種農地はね、南箕輪ではこういう所だよというのを明確にして頂けたら嬉しいなあと。</p>
<p>議 長</p>	<p>要は我々農業委員が考えるのと同じやってくる農地区分だとかそういうものがどうもしっくりこないの、しっかりした基準というか、こういう事でここは第1種農地ですと教えて頂ければね、こっちも理解をするのですけれども、お願いをしたいと思います。番号4につきましては、「許可相当」という事で説明をして参ります。</p>
<p>議 長 菅家美果委員</p>	<p>番号5につきまして、菅家美果委員の説明を求めます。</p> <p>地図は会議資料の18ページになります。不許可の例外という事で既存の施設の拡張というのがありまして、ハンドブックの4-13⑥の特別な立地条件を必要とする事業という所の次のページの(オ)ですね。既存施設の拡張、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限るという事で、こちらにある [] の工場の方の面積が2228.96㎡その半分の1,114㎡が丁度この面積にあたるという事で、それで []</p>

議長	<p>■の駐車場が今はないという事で、また譲渡人の■さんの方もこの土地は耕作をしていないので、この農地はもう売りたいという事で双方の意見が合致したというか、そういう格好になります。</p>
有賀晴彦委員	<p>工場の拡張という事で、駐車場をという事であります。ここは第1種農地で不許可の例外という事で今、説明がありました。番号5につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
菅家美果委員	<p>はい、■は中央道の上の方に大きな建物を建てており、それで今はこの工場は、やっているのですか。</p>
有賀晴彦委員	<p>やっています。稼働しています。</p>
菅家美果委員	<p>全部向こうに移したのではないのですか。</p>
議長	<p>■の方には、移ってはないですね。</p>
委員一同	<p>はい、どうですか。他にご質問等はありませんか。</p>
議長	<p>(特になし)</p>
農業委員	<p>特にない様でございますので番号5につきまして、ここも第1種農地でございますので、賛否に対する挙手をお願いしたいと思います。この案件につきまして可とする方は挙手をお願い致します。</p>
議長	<p>(挙手10人 全員)</p>
議長	<p>農業委員の方、全員の挙手であります。番号5につきましても「許可相当」とします。皆様ありがとうございます。 以上で議案第2号は終わります。</p>
委員一同	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。</p>
議長	<p>朗読 上程</p>
議長	<p>3件4筆</p>
委員一同	<p>以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
議長	<p>番号2-56、番号2-57、番号2-58につきまして何かご質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にない様でございますので、番号2-56、番号2-57、番号2-58につきまして可としてよろしいですか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。</p>
議長	<p>番号2-56、番号2-57、番号2-58につきましては「決定」する事とします。</p>
議長	<p>以上で議案第3号は終わります。</p>
議長	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議</p>

議 長	題にします。
事務局	朗読 上程 2件6筆
議 長	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
伊藤良夫委員	番号2-59につきまして担当委員の伊藤良夫委員、補足説明はありますでしょうか。
議 長	補足することは特にございません。
委員一同	番号2-59につきましては、長野県農業開発公社から■■■■さんへのあつせんでございます。この案件につきまして可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
委員一同	「異議なし」と認めます。
議 長	番号2-59につきましては「決定」する事とします。
議 長	番号2-60につきまして担当委員の酒井文代委員、何か補足説明はありますでしょうか。
伊藤良夫委員	補足をする事は特にございません。
議 長	こちらについては、開発公社へと8月18日にあつせん会を行ったという形になっております。番号2-60につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号2-60につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
事務局	番号2-60につきましては「決定」する事とします。
事務局	以上で議案第4号は終わります。
事務局	議案審議は全て終了します。
事務局	3 協議事項
事務局	①第5回長野県農業委員会大会について
事務局	・第5回長野県農業委員会大会、開催要領、要請決議(素案)に対する意見照会について説明をする。
事務局	(会議資料P20、P21)
事務局	・農地利用最適化の推進に関する要請決議(素案)の項目等資料に目を通して頂き要請決議に対する意見について 9月15日までに事務局へ書面で提出をしてもらう。(会議資料P22~P31)
事務局	・大会への出席者について(全委員の半数程度)
事務局	(協議の結果、新任委員、会長、会長代理に決定)

<p>事務局 議長</p>	<p>②農地あっせん事業について 2件6筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P32～P37) ・補足説明をする。 ・特に間違いはありませんので、このあっせん事業を進めていく事とする。
<p>事務局 議長</p>	<p>③農地利用状況調査（農地パトロール）の結果等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年農地利用状況調査結果、遊休農地集計表（地区別 R2. 9. 1 現在）、令和2年度農地利用意向調査実施要領について説明をする。(会議資料 P38～P46) ・補足説明をする。
<p>事務局 議長</p>	<p>④農地貸し付け、売り渡し希望について 1件2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸し付け希望について説明をする。(会議資料 P50、P51) ・補足説明をする。
<p>事務局 議長</p>	<p>1件3筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地売り渡し希望について説明をする。(会議資料 P52～P54) ・補足説明をする。 ・両筆共に情報として頭に入れておいて頂き、全委員協力をして耕作をして頂ける方を探す事とする。
<p>事務局 議長 後藤幸子委員</p>	<p>⑤農地借受け希望について 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地借受け希望申請書について説明をする。(会議資料 P55、P56) ・補足説明をする。 ・1件目ですが [] さんの農地が空いていますので、[] さんも中込区という事で割かし近いのでちょっと聞いてみます。 ・2件共に全委員協力をして頂き、どこか良い所がマッチングできる様によりしくお願い致します。
<p>事務局</p>	<p>4、その他 ①当面の日程について説明をする。</p>
<p>事務局 事務局</p>	<p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名刺の配布について（封筒に入れて本日配布をした） ・柿の講習会について日時、場所、内容等について説明をする。(会議資料 P57)

議 長

以上で議長の職を解かさせていただきます。

閉 会

唐澤会長代理

以上を持ちまして、第3回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時57分終了)

以上、第3回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 2 年 9 月 17 日

議 長 高 木 繁 雄 

議事録署名委員 唐 木 義 秋 

議事録署名委員 松 澤 良 行 

